

令和5年第1回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 令和5年1月10日(火) 13時30分開会

開催場所 荒尾市役所43号会議室

出席委員 13人

内田 浩明 (会長)
古城 義郎 (副会長)
尾上 光洋
田上 慎一
丸木 義寛
濱崎 仁道
畑田 香織
松岡 秀一
上田 清史
福田 榮一
大園 正道
齊藤 健
前田 真也

欠席 濱田 陽子

農業委員会事務局出席者

局長 永吉 桂輔
次長 田中 雅之
書記 坂西 正光
書記 土山 美香
書記 平田 龍朗

議事日程

第1 議事録署名委員・会議書記の指名

第2

議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（賃貸借権設定）

議案第5号 事業計画変更承認申請について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定等による合意解約通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の届けについて

報告第3号 許可不要転用届について

報告第4号 仮登記について

第3 その他

議長（会長） それではただ今より令和 5 年第 1 回総会を開催致します。本日は 14 名中 13 名出席ですので総会は成立しています。本日は議題 7 件、報告事項 4 件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 令和 4 年第 12 回総会におきまして継続審議としておりました**議案第 55 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請**について事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

令和 4 年第 12 回総会におきまして継続審議としておりました**議案第 55 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請**についてです。

1 件です。

受付番号 1

（譲渡人）福岡県大牟田市新栄町の個人

（譲受人）菊池市袈裟尾の個人

（土地の所在地）野原の畑、面積 605 m² 外 3 筆 合計 4, 459 m²

（譲渡理由）労力不足

（譲受理由）経営拡張

譲渡人は 7 年ほど前に市外に転出しており、申請地に隣接する宅地と建物についても売却したい意向があることから、宅地と建物については代理申請者の行政書士が取得され、農地は譲受人が譲り受けるために申請がなされております。譲受人は NPO 法人の役員を務めており、長年農業に従事されるものです。

現地の状況ですが、耕作をされておられません管理された農地です。権利取得後はじゃがいも、サツマイモ、栗などを耕作される計画です。申請地に隣接する宅地については、農業体験ができる民宿として申請地と一体的に使用される構想もあります。前回御審議頂いた内容を踏まえ、申請者に営農計画書の提出を求め、提出されております。1 筆ごとに耕作日数や作物等について記載をされておりますが、現状が耕作されていない状態であるため、耕作開始が遅れる可能性がある旨の補足がされております。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

議案第 55 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請につい

ては以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

委員 総会前に改めて現地確認を行いました。前回確認時と状況は変わりませんでした。営農計画書を提出されており、現在の所有者が所有するままであれば放棄地となってしまう可能性が高いため、所有権移転について許可して問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請**について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請についてです。

2 件です。

受付番号 1

(譲渡人) 玉名市岱明町上の個人

(譲受人) 玉名市岱明町鍋の個人

(土地の所在地) 金山の畑、面積 1,988 m² 外 4 筆 合計 7,815 m²

(譲渡理由) 労力不足

(譲受理由) 経営拡張

譲受人は申請地の付近一帯の農地について以前から所有権移転許可申請及び農地改良届を提出しており、申請地についても権利取得後は周囲の農地と同様にじゃがいもを耕作する計画です。

現地の状況ですが、申請地のうち 1 筆については過去に農地改良届を提出さ

れましたが、その後盛土を解消されて以降は耕作をされておらず荒れた状態です。

他の4筆のうち3筆は隣接しており、2筆と1筆の間に段差があります。また字図上は用悪水路がありますが現地にて確認できず、別の場所に付替えをされていきました。譲渡人に事情を確認すると、譲渡人の所有地の間に素掘りの側溝が設けられた状態であったため、隣接土地所有者との境界部分に付替えをされたとのことです。しかしながら、字図上は水路が残った状態であるため、譲受人への権利移転が済めば、その後に水路について付替えもしくは、行政財産使用許可申請をなされて、代替として水路を設ける手続きを所管課に対してされるよう要請しております。

残りの1筆については、現在何も耕作されていない状態で隣接地は譲受人所有地であり農地改良届を提出されているため、この土地についても農地改良届を提出されるものと思われます。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号2

(譲渡人) 熊本市西区河内町白浜の個人

(譲受人) 熊本市西区河内町白浜の個人

(土地の所在地) 樺の畑、面積4,481㎡ 外1筆 合計5,826㎡

(譲渡理由) 贈与による

(譲受理由) 贈与による

譲渡人と譲受人は祖父と孫の関係であり、親族間の生前贈与です。

現地の状況ですが、申請地及び周囲の農地は一体的にみかんを耕作されております。申請地は管理をされており、現在も譲受人と父とで耕作をされ今後も継続されるものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございました。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

受付番号1 委員

説明がなされた水路についてのみ懸念事項がありますが、譲受人により必要な手続きをされるとのことであるため、その状況確認を適宜行えば問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号2 委員

現在耕作を共同でされている方が譲受人であるため、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。孫と子を含め家族経営をされており、問題ないと思います。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第2号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請**について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第2号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請についてです。

6件受付をしており、受付番号1から4については関連する案件です。また、受付番号1、受付番号3、受付番号4については昭和48年7月27日を原因日として各申請者が時効取得をされた土地であり、その旨を令和4年第12回総会においてご報告したものです。

受付番号1

(申請人) 玉名郡長洲町大字永塩の個人 外3名

(土地の所在地) 荒尾の畑、面積119㎡ 外2筆 合計178.58㎡

(転用目的) 通路で、第3種農地

現地の状況ですが、既に通路の状態で使用されております。昭和48年7月頃の自宅建設時から、申請地の南側3軒の住宅居住者により農地法をよく理解せず通路として使用されていることから始末書の添付がなされております。

申請地は受付番号2の申請地及び宅地1筆と合わせて、現状のとおり通路及び側溝として使用される計画です。給水はなく、雨水は道路側溝へ排水、生活雑排水・汚水は発生しないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号2

(申請人) 玉名郡長洲町大字永塩の個人

(土地の所在地) 荒尾の畑、面積3.88㎡

(転用目的) 通路で、第3種農地

現地の状況ですが、既に通路の状態で使用されております。始末書が添付されており、経過は受付番号1の土地と同様です。

申請地は受付番号1の申請地及び宅地1筆と合わせて、現状のとおり通路として使用される計画です。給水はなく、雨水は道路側溝へ排水、生活雑排水・汚水は発生しないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号3

(申請人) 荒尾市荒尾の個人 外1名

(土地の所在地) 荒尾の畑、面積37㎡

(転用目的) 通路で、第3種農地

現地の状況ですが、既に通路の状態で使用されております。始末書が添付されており、経過は受付番号1及び受付番号2の土地と同様です。

申請地は宅地2筆と合わせて、現状のとおり通路及び側溝として使用される計画です。給水はなく、雨水は道路側溝へ排水、生活雑排水・汚水は発生しないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 4

(申請人) 荒尾市荒尾の個人
(土地の所在地) 荒尾の畑、面積 13 m²
(転用目的) 宅地拡張で、第 3 種農地

現地の状況ですが、申請地は既に住宅地の一部になっております。また申請地に建つ住宅は一部が字図上水路の標記がある部分に越境しているため、申請者に対して市に払い下げをされるよう要請しております。始末書添付の詳細について、時期は受付番号 1 から 3 と同様であり、経過は住宅建設の際に申請地が農地であることを知らずに申請地側に住宅が越境していたものです。

申請地は現状のとおり宅地の一部として使用される計画です。給水はなく、雨水は自然浸透、生活雑排水・汚水は発生しないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 5

(申請人) 荒尾市府本の個人
(土地の所在地) 川登の畑、面積 881 m²のうち 248.67 m²
(転用目的) 通路・資材置場で、第 2 種農地

申請地のうち一部を平成 26 年に、残りの一部を平成 30 年に農地法第 4 条に基づき太陽光発電設備を目的として許可しており、さらに残された土地全体について今回申請がなされているものです。

現地の状況ですが、太陽光発電設備を設置された残地であり、申請箇所は雑草が生えた状態です。申請地は太陽光発電設備の管理用機械及び、申請人が事業に使用される牧草の置場として使用される計画です。給水はなく、雨水は自然浸透、生活雑排水・汚水は発生しないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 6

(申請人) 荒尾市水野の個人
(土地の所在地) 水野の畑、面積 144 m²
(転用目的) 宅地拡張で、第 2 種農地

申請地は申請人の自宅東側に隣接しております。申請までの経緯としては、申請地の南西側に隣接する農地に関する相談対応を行う際に、申請地が農地であることに事務局が気付いたため申請人に伝え、本申請に至ったものです。昭和 52 年に申請人の夫の父が自宅を建設する際に、申請地が農地であることを知らずに申請地側に越境していたものであるとのことです。

現地の状況ですが、自宅への通路及び農業用として使用されていた倉庫が建設されております。申請地は現状のとおり倉庫及び通路として使用されるものです。給水はなく、雨水は自然浸透、生活雑排水・汚水は発生しないものです。申請地はかつて農業用倉庫等として使用されていたことから農家住宅とみなし、上限面積については農家住宅のものを適用しております。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

受付番号 1 から受付番号 4 **委員**

昭和 48 年の住宅建設の際に、農地法に基づき許可申請をしておくべきであったと思います。申請地の立地状況は複数筆の土地が入り組んでおり複雑ですが、周辺に農地はなく問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。

委員 数十年前から現在の状態で使用されているとのことですが、このような場合に固定資産税は過去に遡及して徴収するものなののでしょうか。それとも現況に応じて課税されるのだとすれば、今のタイミングで申請に至った経緯を確認してもらえないでしょうか。

事務局 承知しました。

委員 課税がもしもこれまで農地のままであれば、申請者が実情よりも安く固定資産税を支払っていたこととなります。そのような農地が他にもないのか懸

念します。

事務局 固定資産税は通常は現況に応じて課せられるものです。また申請までの経過については、令和4年第12回総会においてご報告したとおり、時効取得をされた後になされているものですので、これまでの地権者との協議が済み所有権移転登記がなされた後に行っているものだと推察しますが、確認してご報告します。

議長 外に御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号5 **委員**

太陽光発電設備の設置を目的とした許可申請の際にも現地を確認しておりますが、周辺農地への影響はなく問題ないと思います。しかしながら、牧草などを置くことを目的として許可を受ける必要があるのか疑問に思います。

事務局 申請に至る経過としては、過去に土地の一部にのみ転用許可をしていることから法務局にて地目変更登記が出来ない旨の相談を受けており、本申請に至ったものです。転用目的を申請者が検討する中で、管理用機械と牧草の置場を選択した、というものです。

委員 申請者が牧場を経営していることは承知しています。

議長 外に御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号6 **委員**

申請地の周囲に農地等は無いため問題ないと思います。

議長 ありがとうございました。この件につきまして御意見、御質問はありませ

んか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請**について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請についてです。

2 件です

受付番号 1

(譲渡人) 福岡県大野城市雑餉隈町一丁目の個人

(譲受人) 荒尾市蔵満の個人

(土地の所在地) 宮内の田、面積 138 m² 外 1 筆 合計 442 m²

(転用目的) 資材置場で、第 2 種農地

申請地への通行に関して、里道側からの進入及び申請地 2 筆間の通行に際して水路を横断しますが、水路の占用については所管課に許可申請を済まされていることを確認済みです。また里道側から見て申請地は低い状況ですが、里道側から申請地に向かって下り勾配で進入路を設けられる計画です。また、申請地に通行するために、現状は道路のようになっている私有地を 1 筆通る必要がありますが、所有者より通行許可を得られるよう申請者に伝えております。

申請地は一部が隣接する里道との筆界未定となっております。この状況で所有権移転を行うことが問題ないことを所管課に確認しておりますが、閉鎖字図により里道があると思われる場所を確認しており、その部分は建物の建設等により占有しないよう申請者に通達しております。

申請地は申請者が個人で左官業を営まれていることから、事業用の小屋の設置及び資材置場、通路として使用されるものです。給水はなく、生活雑排水・汚水は発生せず、雨水は自然浸透される計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 2

(譲渡人) 福岡市中央区平和五丁目の個人

(譲受人) 荒尾市川登の個人 外 1 名

(土地の所在地) 川登の畑、面積 330 m²

(転用目的) 一般住宅で、第 1 種農地 [例外規定の集落接続]

申請地の南側の土地は、令和 4 年第 5 回総会において一般住宅を目的として転用許可をしており、現在は建設工事中です。申請地は周囲の状況から見て第 1 種と判定しておりますが、周囲に複数軒の住宅があることから集落接続に該当すると判断しております。隣接地は耕作される農地でないことから影響はないものです。

申請地は木造 2 階建ての一般住宅 1 棟と、庭及び駐車場として使用される計画です。給水は上水道より、生活雑排水・汚水は合併浄化槽にて処理後に処理水を道路側溝へ放流、雨水は宅内浸透枡にて浸透処理及び道路側溝へ放流される計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

受付番号 1 委員

里道と申請地 1 筆との間に水路があり、その部分は高低差があります。また申請地 2 筆の間にも水路があるため、2 つの水路に転用事業により影響がないよう注意喚起をしています。申請者は個人で事業をされ、また水路占用のための工作物が納品待ちとのことで、納品後に工事をされるとのことです。周囲に農地はないため問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号 2 委員

申請地の南側に隣接する転用許可をした土地の住宅建設工事はもうすぐ完了する状況です。周囲の農地に影響はないと思われ、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請** 及び関連する **議案第 5 号 事業計画変更承認申請** について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請 及び関連する **議案第 5 号 事業計画変更承認申請** についてです。

1 件です

受付番号 1

(貸出人) 荒尾市増永の個人

(借受人) 福岡市中央区大名一丁目の共同企業体

(土地の所在地) 荒尾の田、面積 820 m²

(転用目的) 仮設駐車場で、農振農用地 [例外規定の一時転用]

申請人は市民病院建設工事の施工者であり、工事作業員のための仮設駐車場を目的として、過去に一時転用許可をした土地に近接する申請地について一時転用許可申請がなされているものです。

現地の状況ですが、申請地は過去に許可した土地に近接しております。申請地は上下 2 段の土地形状となっておりますが、一時転用行為により段差は解消される計画です。

申請地は仮設駐車場 30 台分及び通路として利用される計画です。給水はなく、生活雑排水・汚水は発生せず、雨水は自然浸透される計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結

果、特段問題となる項目はありませんでした。

当案件に関連して、**議案第 5 号 事業計画変更承認申請**についてご説明します。

1 件です

受付番号 1

(申請人) 福岡市中央区大名一丁目の共同企業体

(土地の所在地) 荒尾の田、面積 820 m² 外 4 筆 合計 4,546 m²

申請内容は、一時転用許可済みの 4 筆の土地に 1 筆を加えて仮設駐車場として使用されるものです。今回追加される土地については、工事のピークを過ぎたタイミングで許可済みの 4 筆より先に一時転用行為を終えられ農地に復元される計画です。変更前の事業計画では駐車場 100 台分とされておりましたが、変更後は 130 台分の駐車場として使用される計画です。

申請地への通行が、申請地に隣接する里道南側から行われるとのことで、農業者の作業に配慮されるよう申請者に伝えております。

今回の総会にて許可をされれば、本申請は事業面積が 3,000 m²を超える許可案件の変更申請であるため、一般社団法人熊本県農業会議の諮問を受けた後に許可書を発行する運びとなります。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請及び関連する**議案第 5 号 事業計画変更承認申請**については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

委員 市民病院の外装工事がおおむね終了し、内装工事業者の増加に伴い仮設駐車場が追加が必要であるとのことです。申請地内に段差があり里道に隣接しますが、段差を解消し里道側に向かい傾斜を設けるとのことです。公共工事に関連する一時転用でもあるため問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。

委員 申請地への通行が、隣接する里道南側からなされるとのことです。この里道は通常の道路として使用できるものではないと思われるため、通行を開始する前に砂利を敷く等の対策を行った方が良いのではないのでしょうか。

委員 申請地に隣接する里道を、別の法人が工事のために通行していた際に、周辺への配慮無く通行していたことが以前あったため、今回の申請者が当方に本件で説明に来た際に同じようなことが無いよう注意をしています。また申請地には里道南側からでなく、北側の国道側からも通行できるため、北側から進入されるのではないかと思います。

委員 北側からの進入であれば問題ないかと思います。

委員 一時転用終了時の道路状況次第で、必要に応じて現状復旧を要請したいと思います。

議長 地元との協議を十分にされるよう、申請者に指導をお願いします。外に御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画及び関連する報告第1号 農地法第18条第6項の規定等による合意解約通知について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画及び関連する報告第1号 農地法第18条第6項の規定等による合意解約通知についてです。今回は、令和5年1月13日公告予定です。今年1回目の利用集積計画となっております。2件の受付で利用権設定の新規設定の10年の田が1,442㎡、所有権移転の樹園地が5,734㎡となっております。合計は7,176㎡となっております。

1 件目

(貸し人) 荒尾市菰屋の個人

(借り人) 荒尾市菰屋の個人

(利用権を設定する土地) 菰屋の田 面積 915 m² 外 1 筆 合計 1,442 m²

利用目的は田で、期間は令和 5 年 1 月 15 日から令和 15 年 11 月 30 日までの 10 年間、借賃は 10 a 当り物納米 60 kg です。

2 件目

(譲渡人) 荒尾市野原の個人

(譲受人) 荒尾市野原の個人

(所有権を移転する土地) 樺の樹園地、面積 341 m² 外 3 筆 合計 5,734 m²

利用目的はぶどうで、対価は無償です。

当案件に関連して、**報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定等による合意解約通知**についてご報告します。前号議案 2 件目の申請地のうち 2 筆について、譲渡人である父と譲受人である子とで使用貸借権の設定が行われておりましたが、今回の所有権移転に伴い解約されるものです。

議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画及び関連する報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定等による合意解約通知については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。これで本日の審議は終わりました。報告事項について事務局より一括で説明をお願いします。

(事務局説明)

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の届けについて 5 件

報告第 3 号 許可不要転用届 1 件

報告第 4 号 仮登記について 1 件

議長 ありがとうございました。審議はありませんが、御意見、御質問を受付けます。何かございませんか。

—（ 「なし」 の声あり ） —

議長 それでは本日の議案はすべて終了しました。事務局から何かありませんか。

事務局より事務連絡

- 荒尾市農業振興地域整備計画全体見直しについて
- 農地意向カードについて
- 荒尾市農業委員及び農地利用最適化推進委員の公募状況報告について
- 令和4年度熊本県農地利用最適化推進ブロック別研修会の開催について
- 令和5年度「農地等利用最適化推進施策を実現するための意見」の記載依頼について
- 福岡県大牟田市農業委員会による荒尾市農業委員会の視察対応について
- 2022年度熊本県農業コンクール大会における本市農業委員の「地域貢献賞」の個人受賞の報告について
- 令和4年度熊本県農業委員会都市協議会の開催について

議長 ありがとうございました。他に何かございませんか。

—（ 「なし」 の声あり ） —

議長 それでは、これもちまして令和5年第1回総会を終了します。